

瑞浪市長 水野 光二 様

瑞浪市市民まちづくり会議
会 長 羽 柴 誠

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組の検証結果について(答申)

本会議では、令和3年7月16日に諮問を受け、まちづくり基本条例「第2款 多様な担い手」中、第7条自治会、第8条まちづくり推進組織、第9条子ども及び若者に関する取組と、まちづくりの担い手である人口を維持・確保するための手立てとして、空き家の活用及び移住・定住に関する取組を検証対象に選定し、検証を行いました。

つきましては、意見を取りまとめましたので、下記のとおり答申します。なお、個々の取組に関する意見は、別紙のとおりです。

記

◆自治会(第7条)の活動支援

私たちは、私たち市民が自治会の活動に関心を持つこと、自治会の必要性を自ら示していくこと、また、自治会の良さを特に若い人たちに実感してもらうための取組を行うことが大切だと考えます。

人口減少や高齢化、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、自治会加入率の低下や役員の担い手不足・固定化などが問題となっています。自治会を維持していくためには、役員の負担軽減や慣習や偏見などを改めることなど、組織の見直しも必要です。地域人口を維持するためにも、地域が転入者を受け入れる気持ちを持つことも大切です。

自治会にとっては、市からの交付金や市民活動補償制度などの財政的支援、集落支援員や支援職員などの人的支援、自治会ハンドブックなどの情動的支援などは、不可欠です。今後も地域のニーズに即したものに改善を重ねていくこと、また今日的な課題についても地域の相談に乗れるよう情報収集に努めることを望みます。

◆まちづくり推進組織(第8条)の活動支援

まちづくり推進組織についても、地域住民がその活動に関心を持つこと、まずは参加していただくことが重要だと考えます。日常的な交流や地域行事などを通して、地域の活性化や役員選出への理解・協力につながったり、新たな世代が参加することで、これまでとは違ったアイデアや価値観が、まちづくりに反映される可能性があるからで

す。引き続き、地域の人たちに活動を知ってもらうための工夫が必要です。

また、行事を共催するなど、自治会や他の団体と連携することで、活動の成果が大きくなると考えます。

まちづくり推進組織にとっては、市からの財政的支援、人的支援、情動的支援などは、不可欠です。特に人的支援の中でも、集落支援員の果たす役割は大変大きいため、地域の課題解決や活性化に向け、今後のさらなる活躍に期待します。

◆子ども及び若者(第9条)に関する取組

子ども及び若者に関する取組は、地域の活性化のみならず、彼らの学びや成長、地域への関心や愛着の高まりにつながるものとして、評価、期待しています。市の取組を検証する中で、子どもや若者をまちづくりに巻き込む、その気にさせるためには、彼らの興味・関心を引くテーマの設定、今の時代ならではの取組の工夫が重要であると確信しました。今後は、さらに若者たちが自主的に企画・実践するための仕組みづくりの工夫に期待します。

地域学校協働活動の体制整備(コミュニティ・スクール)については、地域と学校が同じ方向を向いて子どもの成長を支援していくという目的を地域に浸透させ、取組を継続していくことが大切です。そのためには、地域、学校双方にとって過度な負担としないこと、また、課題が生じた場合には、きちんと話し合い、少しずつ改善しながら、その地域にふさわしいコミュニティ・スクールに育てていくことが必要だと考えます。

◆空き家の活用及び移住・定住施策

空き家の活用及び移住・定住施策についても、私たち地域住民が、地域人口の減少に危機感と関心を持つことや、転入者を受け入れる気持ちを持つこと、また、地域ごとに「転入対策委員会」などの組織を設けたり、空き家・空き地バンクへの登録を促進することなどに取組む必要性を感じました。市は、ポータルサイトなどによる情報発信や各種奨励金の交付などの施策を実施していますが、今後も空き家・空き地バンクなどの施策の改善・充実やニーズに応じた情報提供の工夫などに期待します。